

## 議会ポスト 意見等への回答

作成日：令和4年5月30日

作成者：上越市議会議長

### 寄せられた意見等

上越市政の運営と議会の在り方について

先日の議会報告・意見交換会では色々な方々のお考えを知ることができ、そのような場を設けていただいたことに感謝しております。

その際に私が申し上げた、鈴木議員の野外焼却問題について、他の議員や議会からの見解が無い件についても、議長よりお話をいただきました。

しかしながら、問いかけた質問に対し見解を述べるのか述べないのすら、回答がないことに驚きを感じております。

実際に私に見解をくださった方は2名のみです。他の30名は無視されているのでしょうか？

市議会として、この問題を鈴木議員個人の問題としか捉えていないのかと残念に思います。

なぜ議員個人の問題だと話が終わるのが理解に苦しみますので、ご説明ください。

話は変わりますが、鈴木議員の公職選挙法違反の疑いという問題も発生しました。

上越市の制度や未来を議決する立場の方が、法律を自己の都合の良いように解釈し濫用しているような姿は見苦しく思います。

そのような状態で決議に参加できる・させてよいのでしょうか？

野外焼却の件も含め、上越市政に関わる重要な問題と認識していますが、同じ市議会議員・上越市市議会としてどのようにお考えでしょうか？

ご見解を示してください。

よろしく願いいたします。

## 回 答

この度はご意見を頂き、ありがとうございます。

はじめに、議会及び議員の説明責任に関して、本市議会の考え方をお答えいたします。

上越市議会基本条例は、開かれた議会を目指し、議会及び各議員が情報公開を通じて、市政の課題や議案等の審議・審査結果などについての説明責任を果たすことを活動原則として定め、もって市民の信託に応え、市民の福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展への寄与を目的としております。

このような、基本条例の理念に基づき、議案等の審査結果や議会活動における考え方について、議会だよりや議会報告会・意見交換会など、市民への説明責任を果たす場を多様に設けております。

一方、各議員の個人的な活動における自身の考え方については、各議員が自らの判断で明らかにすべきものと考えておりますことから、質問に先立って頂いた見解伺は議会事務局を通じて各議員に配布し、回答は各議員の判断に委ねたものです。

次に、議員の議会活動への参加に関して、本市議会の考え方をお答えいたします。

本市議会は、議員個人の活動・行動が地方自治法や公職選挙法などの各種法令の規定に抵触するという司法の判断があった場合には、議会としてそれぞれの法令に規定する適切な対応をとらなければならないものと考えております。

一方、議員が市民からの信託を受けて市政の発展のために活動しているという事実を踏まえ、そのような司法の判断がない場合においては、本会議での審議をはじめ、誠実に職務を遂行すべきものと考えております。

今後ともご意見、ご要望などをお聞かせいただきたいと思います。と存じます。